

答 申

「平成 27 年 7 月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」部分公開決定

## 第 1 審査会の結論

平成 30 年 9 月 18 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 30 年 9 月 4 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年 7 月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、平成 30 年 9 月 18 日付で部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス及び職員個人のメールアドレスで、理由は、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当、特定の個人を識別することができる情報のため、及び条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 30 年 9 月 27 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

- ①〇〇課職員に個人情報を漏らされたとする電話への〇〇からの報告（平成27年10月2日）
- ②〇〇課職員への人事上の対応並びに、刑事告発、懲戒処分、その他必要な措置を講ずること求める投書への回答（平成28年11月9日）
- ③〇〇課職員に個人情報を漏らされたとするメールへの〇〇課との協議結果（平成28年12月7日）
- ④〇〇課職員に個人情報を漏らされたとするメールへの回答（平成28年12月28日）

#### 2 非公開とした部分

本件公文書のうち、非公開とした部分は、個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレスで特定の個人を識別することができる情報（条例第7条第2項第1号）及び公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある職員のメールアドレス（条例第7条第2項第6号）である。

#### 3 本件公文書を公開決定（部分公開）とした理由

今回非公開とした部分は、条例第7条第2項第1号で定める「個人に関する情報」及び第6号で定める「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、非公開情報となるが、当該非公開情報は、記録されている部分を容易に区分して除くことができる情報であり、条例第8条第1項で定める「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」に該当するため、非公開情報を除いた部分について、公開したものである。

### 第4 審査請求の内容

#### 1 審査請求の理由

当該公開請求に係る公文書には、条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報が含まれている。

条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公文書の存否自体を回答すべきでない。

#### 2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件公文書は〇〇の犯罪に関する文書である。

実施機関は、「当該非公開情報は、記録されている部分を容易に区分して除くことができる情報であり、条例第8条第1項で定める「非公開情報が記録されている部分を

容易に区分して除くことができる」に該当するため、非公開情報を除いて部分公開したものである」と主張する。

しかしながら、本件公開決定に係る対象文書の件名は「〇〇の犯罪に関する一切の文書」であることから、仮に対象文書が〇〇の無罪を立証するものであっても、本件公文書は〇〇の犯罪に係る書証となるものである。

これは、条例第7条第2項第1号イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、個人に関する情報から除外されるものであるから、すべてを公開する必要がある。また、公務員の犯罪を立証することに公益上の理由がある事は当然であり、実施機関は条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）に基づき、当該文書を公開しなければならない。

したがって、「条例第8条第1項の規定に基づき、非公開情報が記録されている部分を除いた部分を公開した」という本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分である。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「平成27年7月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のみみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」である。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分及び理由は、「個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号及びメールアドレス」は、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2項第1号に該当、「職員個人のメールアドレス」は、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第6号に該当するというものである。

これに対し、審査請求人は、当該公開請求に係る公文書には条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報が含まれているため、本件処分は条例の解釈適用を誤った違法な処分であることから、本件処分を取り消し、公文書の存否自体を回答すべきでないとしているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分に係る具体的な判断

#### (1) 非公開とした部分について

本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、本件公文書①～④に記載している「個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス」及び「職員のメールアドレス」である。

「個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス」については、条例第7条第2項第1号に規定する「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と解される。

また、「職員のメールアドレス」については、業務で使用するもので、公開された場合、業務外の着信等さまざまな支障が想定されることから、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして条例第7条第2項第6号に該当するものと解され、それぞれ非公開とすることは妥当である。

## (2) 公開（部分公開）の妥当性について

審査請求人は、本件公開請求に係る公文書には、条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報が含まれているので、条例第10条を適用し存否応答拒否による非公開が相当と主張するが、条例第8条第1項の規定によれば、「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」とされており、実施機関は、本件公文書について、上記(1)の非公開部分を除いた部分について公開したもので、妥当である。

また、本来、公開請求に対しては、当該請求に係る公文書の存否を明らかにし、公開又は非公開を決定すべきであるが、審査請求人が適用を主張する条例第10条については、その例外として、「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」とされているもので、本件公開請求については、実施機関において、当該公開請求に係る公文書を特定し、非公開とすべき情報を除いて部分公開したものであることから、条例第10条の規定には該当しない。

## (3) 条例第7条第2項第1号イ及び条例第9条該当性について

審査請求人は、対象文書は「〇〇の犯罪に関する一切の文書」であり、公にすることが必要であると認められる情報として条例第7条第2項第1号イに該当し、当該公文書を公開しなければならないと主張するが、本件公文書で非公開とした部分（個人の職、氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス及び職員個人のメールアドレス）を公開することにより保護される利益が、非公開とすることにより保護される利益を優越するとは言い難い。

また、審査請求人は、公務員の犯罪を立証することに公益上の理由があるため条例第9条に基づき、当該公文書を公開しなければならないと主張するが、こちらも本件公文書の内容からすれば、公益上特に必要があるとは認められず、実施機関の主張は妥当である。

## 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

### 審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月21日	諮問、実施機関から弁明書を受理
平成31年1月16日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
令和元年5月16日	審査会（第1回審議）
令和元年7月29日	審査会（第2回審議）

### 答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	